議案第６０号　損害賠償の額の決定について

【相手方】

　市内在住　６０歳代

【損害賠償の額】

　２０，５９６，７９９円

【概要】

　三田市民病院を受診し喉頭癌の手術を行うこととなった患者の左総頸動脈を誤って切離してしまったため、早急に切離した総頸動脈の吻合を行い喉頭癌の手術は完遂したが、後日画像検査を施行したところ脳梗塞像が認められ高次脳機能障害を発症した。その後、リハビリテーション専門病院に転院し、退院後も通院でリハビリテーションを行ったが、後遺症が残存したため、三田市民病院における診療の状況について再度確認したところ、医療過誤があったことは明らかであり過失は免れないことから、これに係る賠償を行おうとするもの。